

## 令和4年度前期の授業実施方針

小樽商科大学危機対策本部

令和4年2月3日

令和4年度前期授業については、学内での受講機会の増加を目的とし、十分な感染防止対策を行ったうえで、対面授業を拡大するとともに、安全な教室の収容定員を維持する必要から、大人数科目等を中心に遠隔授業を併用することとする。

(大学院アントレプレナーシップ専攻の授業実施方針等については、別途通知する。)

1. 授業開始日は、4月7日(木)とする。
2. 授業方法の形態は、以下のとおりとする。なお、対面授業にあたって、教員の判断により、遠隔授業を併用するハイブリッド型とすることは差し支えない。
  - (1)対面授業
  - (2)時間割を指定しないオンデマンド型の遠隔授業
  - (3)時間割を指定するオンデマンド型の遠隔授業
  - (4)Zoom等によるリアルタイム配信の遠隔授業
  - (5)その他
3. 安心・安全な授業運営の実現に必要な身体的距離を確保するため、教室収容人数は、令和3年度後期に引き続き別紙1のとおりとする。
4. 各授業科目の実施方法については、各科目の学修管理システム manaba のコースニュース等で周知する。
5. 対面授業の受講にあたり、学生が心身上の理由から、新型コロナウイルスの感染等により重篤な状態になる危険性がある場合(要診断書)は、代替措置を講じるなど、当該学生に配慮するものとする。
6. 中間試験及び期末試験については、対面試験及び遠隔試験をそれぞれ実施可能とする。また、対面試験を実施する科目において、学生は対面で試験を受験することを原則とするが、以下の事由に該当する場合は、教員は当該学生に代替措置を講じるものとする。
  - ・ 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合又は濃厚接触者となった場合
  - ・ 持病がある等の特別な事由により、新型コロナウイルスの感染によって重篤な状態になる危険性がある場合(要診断書)
  - ・ 新型コロナワクチン接種日及び接種による副反応により欠席する場合
7. 大学内又は近郊で感染が拡大した場合や、国・文部科学省の指針、北海道及び小樽市の方針等を踏まえて、本学のBCPレベルを変更したときは、対面授業から遠隔授業に切り替える場合がある。また、新型コロナウイルスの収束など、本学を取り巻く環境が改善した場合は、遠隔授業から対面授業に切り替える場合がある。

## 令和4年度前期における教室収容人数

	収容定員	収容人数	備考
470CL	242	152	可動式机+固定机
370CL	192	120	可動式机+固定机
160CL	338	113	固定机
104	228	111	固定机
210	324	108	固定机【工事のため使用不可】
105	182	91	固定机
305	131	85	可動式机 ★50人を超える場合は換気に留意
413	126	84	固定机 ★50人を超える場合は換気に留意
213AL	90	60	可動式机・特殊形状【工事のため使用不可】
BL2	60	60	可動式机 ★53人を超える場合は換気に留意
307	54	34	可動式机 ★30人を超える場合は換気に留意
308	54	34	可動式机 ★30人を超える場合は換気に留意【工事のため使用不可】
301	47	39	可動式机 ★30人を超える場合は換気に留意【工事のため使用不可】
171AL	70	45	可動式机
LL1	44	44	固定机
LL2	42	42	固定机
174AL	42	36	可動式机
211	108	36	固定机【ゼミ室に改修のため使用不可】
102	107	36	固定机※必要に応じて自習室とする
401	107	35	固定机
406	107	35	固定机
172AL	55	35	可動式机
407	106	35	固定机
BL1	40	32	可動式机・特殊形状
253	33	31	可動式机 ★16人を超える場合は換気に留意【大学院用】
212	40	30	テーブル付椅子【ゼミ室に改修のため使用不可】
214	42	30	テーブル付椅子【ゼミ室に改修のため使用不可】
274AL	30	29	可動式机
272AL	30	28	可動式机
251	45	25	可動式机 ★16人を超える場合は換気に留意【大学院用】
BL3	20	19	可動式机
BL4	10	7	可動式机・特殊形状
第1実習室	100	50	指定した座席のみPC利用可能
第2実習室	14	5	指定した座席のみPC利用可能
第3実習室	40	20	指定した座席のみPC利用可能
第4実習室	30	14	指定した座席のみPC利用可能

本学のBCPLレベル1及び2を想定した対面授業の収容人数となります。（BCPLレベル3以上は、原則遠隔授業となります）

ゼミ室については、各ゼミ室の面積及び所属者数が異なること、全員が一方向を向いた座席の設定が難しいこと、また、座学以上に対話形式が中心となることから、収容人数を定めることはできませんが、できる限り1m以上の身体的距離を取るとともに、通常の講義以上に消毒、換気等について、教員・学生ともに留意してゼミ運営をお願いいたします。

ビル管理法に基づく必要換気量（一人当たり毎時30m<sup>3</sup>）を考慮すると、★印の講義室において一定以上の人数を収容する場合は、強制換気システムによる換気に加え、窓の開放などによる直接的な換気の併用が望まれます。